

奈良県告示第十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年四月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上田歯科医院	磯城郡川西町大字結崎七四七一 二四	平成三十年十二月 三日
福辻歯科医院	桜井市大字谷二五六番地八	平成三十一年一月 十日
一般財団法人信貴山病院しぎ さんメンタルクリニック王寺	北葛城郡王寺町王寺二丁目六番 一号 まさごビル一階	平成三十一年一月 三十一日
郡山駅前歯科	大和郡山市高田町一四一―六 シテイパレス吉川一〇六	平成三十一年一月 三十一日